平成２９年（フ）第６７５号
神戸市兵庫区駅南通５丁目１番１―802号
債務者　浅田　幸雄
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６７６号
神戸市兵庫区駅南通５丁目１番１―802号
債務者　浅田さゆり
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６８２号
神戸市兵庫区湊町１丁目３番19号　コーポマコト202号　山口方
債務者　山口　京子
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第６９０号
神戸市北区鈴蘭台東町２丁目６番17号、従前の住所神戸市西区桜が丘西町２丁目20番地の16
債務者　藤岡健太こと　金　　健太
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０３号
神戸市中央区熊内町２丁目３番20号　熊内グリーンハイツ202号
債務者　梶　　博
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０７号
神戸市中央区北長狭通４丁目４番10号　スイートハイツ302号
債務者　谷地坊主こと　谷　　政幸
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７０９号
神戸市北区花山東町２番13―506号、従前の住所神戸市北区幸陽町３丁目24番地の８
債務者　植田　光美
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１０号
神戸市中央区国香通３丁目２番18号　サンブリック３―C、住民票上の住所神戸市東灘区深江本町３丁目９番１―606号
債務者　田近　茉衣
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１１号
神戸市中央区下山手通８丁目２番４号
債務者　丸岩　恵理
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第７１４号
神戸市中央区港島中町２丁目５番地の１　サンコーポラス港島1210号
債務者　岸本　翔吾
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第４１２号
兵庫県西宮市今津上野町２番21―105号
債務者　山本　陽介
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第４６４号
兵庫県西宮市松並町12番19―512号、前住所大阪府羽曳野市伊賀２丁目14番13号
債務者　田丸　敏彦
1　決定年月日時　平成29年９月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２９年（フ）第２６号
福岡県八女市本258番地１
債務者　西村　美穂（旧姓谷口）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
福岡地方裁判所八女支部破産係

平成２９年（フ）第１９９号
長崎県長崎市東町1930番地２　モダンパラッツォ205
債務者　松隈　リエ
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２０６号
長崎県長崎市高平町13番22号　パーシメントヒル101、旧住所長崎県長崎市高平町13番22号
債務者　佐藤磨美枝
1　決定年月日時　平成29年９月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第２１５号
長崎県長崎市橋口町15番11―405号
債務者　橋口　光義
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月17日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１１３号
北海道苫小牧市しらかば町５丁目１番21号　ロジュマン202号
債務者　大谷　喜美（旧姓牧野）
1　決定年月日時　平成29年９月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年11月20日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部